第五条第二項中「別紙様式第三号により」の下に「、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号により」を加える。

別紙様式第三号の次に次の一様式を加える。

（別紙様式第四号）

（単位：百万円、％）

| 国際様式（表２）の該当番号 | 国際様式（表１）の該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|---|---|
| オン・バランス資産の額　(1) | | | | |
| 1 | | 調整項目控除前のオン・バランス資産の額 | | |
| 1 a | 1 | 連結貸借対照表における総資産の額 | | |
| 1 b | 2 | 連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△） | | |
| 1 c | 7 | 連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。） | | |
| 1 d | 3 | 連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△） | | |
| 2 | 7 | Tier１資本に係る調整項目の額（△） | | |
| 3 | | オン・バランス資産の額　(イ) | | |
| デリバティブ取引等に関する額　(2) | | | | |
| 4 | | デリバティブ取引等に関する再構築コストの額 | | |
| 5 | | デリバティブ取引等に関するアドオンの額 | | |
| | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| 6 | | 連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| 7 | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△） | | |
| 8 | | 清算会員である農林中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額（△） | | |
| 9 | | クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額 | | |
| 10 | | クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△） | | |
| 11 | 4 | デリバティブ取引等に関する額　(ロ) | | |
| レポ取引等に関する額　(3) | | | | |
| 12 | | レポ取引等に関する資産の額 | | |
| 13 | | レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△） | | |
| 14 | | レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額 | | |
| 15 | | 代理取引のエクスポージャーの額 | | |
| 16 | 5 | レポ取引等に関する額　(ハ) | | |
| オフ・バランス取引に関する額　(4) | | | | |
| 17 | | オフ・バランス取引の想定元本の額 | | |
| 18 | | オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△） | | |
| 19 | 6 | オフ・バランス取引に関する額　(ニ) | | |
| 連結レバレッジ比率　(5) | | | | |
| 20 | | 資本の額　(ホ) | | |
| 21 | 8 | 総エクスポージャーの額（(イ)＋(ロ)＋(ハ)＋(ニ)）　(ヘ) | | |
| 22 | | 連結レバレッジ比率（(ホ)／(ヘ)） | | |

（注）

a　「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表１及び表２に記載された番号をいう。

b　連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

**附　則**

（適用時期）

**第一条**　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置）

**第二条**　この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新告示第四条において読み替えて準用する新告示第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

３　新告示第五条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。